

令和3年11月24日  
城西国際大学長

お取引先各位

### 城西国際大学との取引における留意事項について

城西国際大学(以下、「本学」という。)では、法令、学内規則その他の執行ルールを遵守し、公正かつ効率的に経費を使用することを基本方針としています。この基本方針に沿った業務運営の実現のため、お取引先の皆様へ下記のとおり留意事項をお知らせいたしますので、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

#### 記

##### 1. 検品・検収について

本学では、本学の資金（全ての学内予算及び科学研究費助成事業等の外部資金）で購入する物品の納品検査（検品）について、全て経理課（検収センター）で行いますので、納品に当たっては経理課に納品物と納品書をお持ち込みいただきます。

特殊な役務に対する検品について、原則として、有形の成果物がある場合にあっては、当該成果物の確認及び完了報告書等の提出を、有形の成果物がない場合にあっては、完了報告書・作業報告書の提出をお願いしております。

なお、これらに関わる仕様書、作業工程などの詳細を発注者以外の専門知識を有する者がチェックする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

##### 2. 納品書など書類への日付の記載について

見積書、納品書、請求書など本学に提出する書類の日付記入を確実にお願いいたします。

##### 3. 取引における禁止事項について

次の不適切な取引を行わないようお願いいたします。

- ・教員からの直接発注
- ・預け金
- ・取引実績と異なる書類の提出
- ・納品物の持ち帰り
- ・その他不正行為と判断される取引

#### 4. 取引停止について

上記3の禁止事項に関わる事実が判明した場合には、「城西国際大学における資金に関わる不正取引に関する取扱規準」に基づき、一定期間、本学との取引を停止いたします。

※「城西国際大学における資金に関わる不正取引に関する取扱規準」は、城西国際大学ホームページに掲載しています。

#### 5. 不正・不適切な取引情報の通報について

本学の教職員から不正・不適切な取引を要求された場合には、これを拒絶し、本学指定のフォーマットにご記入の上、以下の通報窓口までご持参又はご郵送ください。

##### 【研究費の運営・管理に関する不正な行為等の通報窓口】

城西国際大学 総務部 総務課  
〒283-8555 千葉県東金市求名1番地  
TEL：0475-55-8800

城西国際大学 総務部 経理課  
〒283-8555 千葉県東金市求名1番地  
TEL：0475-55-7754

※これらの窓口では通報者を保護するため、その氏名秘匿等を保障しています。

指定フォーマット及び詳細については、以下の URL よりご確認ください。

<https://www.jiu.ac.jp/about/information/detail/id=10220>

#### 6. 情報提供について

本学が不適切な取引の事実関係を調査する場合には、全面的にご協力いただき、取引記録に関する帳簿等を求められた場合には、速やかにご提供ください。

#### 7. 本学との取引における誓約書の提出について

本学との取引に当たっては、本留意事項及び「城西国際大学における研究費の運営及び管理に関する規程」、「城西国際大学における資金に関わる不正取引に関する取扱規準」等を遵守していただきますが、あわせて、別に定める誓約書の提出をお願いすることとなりますので、了承ください。

##### 【本件に関する問い合わせ先】

城西国際大学 総務部 経理課  
TEL：0475-53-4658 Email：keirika@jiu.ac.jp

本留意事項及び「城西国際大学研究費の運営及び管理に関する規程」をはじめとする関係規程・規準は、必要に応じて改定されることがありますので、最新のものは本学ホームページで適宜ご確認ください。 <https://www.jiu.ac.jp/about/information/detail/id=10213>